

# 旭川市分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

# 旭川市分別収集計画

令和4年6月

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、最終処分場の埋立容量についても限りあることから、これまで以上にごみの減量に向けた効果的な施策を講じることが必要である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次のとおりとする。

- ・ごみの発生及び排出抑制、再使用、循環的利用（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とし、資源の有効利用を図り、廃棄物の適正処理を推進する。
- ・市民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない快適な社会づくりを目指す。
- ・関係者が一体となったごみ減量等の3R運動を積極的に推進し、住民意識の高揚を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ペットボトル、段ボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項 目	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)
容器包装廃棄物	16,280	16,100	15,920	15,640	15,360

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を継続して実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場からの役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

施 策 名	具 体 的 内 容
旭川市廃棄物減量等推進審議会での審議	・学識経験者，市民団体，事業者団体，資源回収団体の代表及び市民で組織し，一般廃棄物の減量等清掃事業に関する重要事項を審議する。
社会科副読本の作成	・児童期からの環境教育の一環として，小学4年生を対象に社会科副読本を作成し，配布する。
ごみ減量に関するイベントの開催	・3Rに対する市民の関心を高め，ごみの発生抑制や再使用，限りある資源の有効活用を図る。（パネル展示・環境学習イベントの開催）
ごみ減量等意識啓発の推進	・「ごみ情報誌」の発行，「出前講座」への講師の派遣などを実施し，ごみ減量等の意識向上を図る。
分別収集の推進	・分別収集カレンダーの市内全世帯への配布や，清掃指導員による排出指導等を実施し，分別の徹底を図る。
過剰包装の抑制	・容器包装全体の削減やマイバッグの持参などの簡易包装の推進に向けた普及啓発活動について，市民団体・事業者団体等と連携しながら実施する。
再使用・再生品利用の促進	・リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を促進し，ごみ減量や環境負荷低減への意識付けを図る。
再生資源回収奨励金交付制度	・市民団体の資源回収活動に対して奨励金を交付し，ごみの減量化と再生資源の利用促進を図る。
事業系ごみの減量・資源化の推進	・事業系ごみの最終処分場への搬入規制を継続し，分別不良ごみの搬入を禁止するなど，分別の徹底と減量・資源化を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶						
主として ガラス製の容器で <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">—</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">—</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">—</td> <td>その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他の色のガラス製容器	空きびん
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル						
主として段ボール製の容器包装	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	5年度 (2023)		6年度 (2024)		7年度 (2025)		8年度 (2026)		9年度 (2027)	
主としてスチール製の容器	360		350		350		340		330	
主としてアルミ製の容器	640		630		620		610		600	
無色のガラス製容器	(合計) 680		(合計) 680		(合計) 670		(合計) 660		(合計) 640	
	(引渡) 680	(独自処理) 0	(引渡) 680	(独自処理) 0	(引渡) 670	(独自処理) 0	(引渡) 660	(独自処理) 0	(引渡) 640	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 750		(合計) 750		(合計) 740		(合計) 720		(合計) 710	
	(引渡) 750	(独自処理) 0	(引渡) 750	(独自処理) 0	(引渡) 740	(独自処理) 0	(引渡) 720	(独自処理) 0	(引渡) 710	(独自処理) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 390		(合計) 380		(合計) 380		(合計) 370		(合計) 370	
	(引渡) 390	(独自処理) 0	(引渡) 380	(独自処理) 0	(引渡) 380	(独自処理) 0	(引渡) 370	(独自処理) 0	(引渡) 370	(独自処理) 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	90		80		80		80		80	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 1,450		(合計) 1,440		(合計) 1,420		(合計) 1,400		(合計) 1,380	
	(引渡) 1,450	(独自処理) 0	(引渡) 1,440	(独自処理) 0	(引渡) 1,420	(独自処理) 0	(引渡) 1,400	(独自処理) 0	(引渡) 1,380	(独自処理) 0
主として段ボール製の容器	1,970		1,950		1,920		1,890		1,860	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,410		(合計) 1,390		(合計) 1,380		(合計) 1,350		(合計) 1,330	
	(引渡) 1,410	(独自処理) 0	(引渡) 1,390	(独自処理) 0	(引渡) 1,380	(独自処理) 0	(引渡) 1,350	(独自処理) 0	(引渡) 1,330	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5,300		(合計) 5,240		(合計) 5,180		(合計) 5,080		(合計) 4,990	
	(引渡) 5,300	(独自処理) 0	(引渡) 5,240	(独自処理) 0	(引渡) 5,180	(独自処理) 0	(引渡) 5,080	(独自処理) 0	(引渡) 4,990	(独自処理) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みは、直近年度の分別収集基準適合物の量、旭川市ごみ処理基本計画の予測値を勘案し算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、下記の体制により行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	空き缶	委託による週1回収集	市
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	空きびん	委託による週1回収集	市
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	委託による週1回収集	市
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	委託による週1回収集	民間委託業者
主として段ボール製の容器	段ボール	委託による隔週収集	民間委託業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	委託による隔週収集	民間委託業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託による週1回収集	民間委託業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

### (1) 本市の中間処理について

空き缶（アルミ、スチール）・空きびん（無色、茶色、その他）・紙パックの選別・圧縮・保管を「近文リサイクルプラザ」（直営）で行い、ペットボトルについては「旭川ペットボトル中間処理センター」（民間）、段ボールは民間事業者、紙製容器包装については「ACPRファクトリー」（民間）、プラスチック製容器包装については「REPLAファクトリー」（民間）に委託する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	空き缶	透明又は半透明の袋	プレス車	近文リサイクルプラザ ：選別・圧縮・保管
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	空きびん	透明又は半透明の袋		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	切り開いて、20～30枚程度を十文字に縛る		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	透明又は半透明の袋	プレス車	旭川ペットボトル中間処理センター（民間中間処理施設） ：選別、圧縮・梱包、保管
主として段ボール製の容器	段ボール	折り畳んで、十文字に縛る	プレス車	民間事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	透明又は半透明の袋	プレス車	ACPRファクトリー（民間中間処理施設） ：選別、圧縮・梱包、保管
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	透明又は半透明の袋	プレス車	REPLAファクトリー（民間中間処理施設） ：選別、圧縮・梱包、保管

## (2) 中間処理施設の将来整備について

令和4年6月現在、本市の空き缶・空きびん等資源物の中間処理を行っている「近文リサイクルプラザ」に代わる次期中間処理施設の新設を予定している。

新施設は、令和3年2月に策定した「旭川市リサイクルセンター整備基本計画」に基づき、令和6年度中の供用開始を目指しており、供用開始後は当該施設において処理を行うこととする。

供用開始	令和6年度中を予定
施設名	(仮称) 旭川市リサイクルセンター
所在地	旭川市東旭川町上兵村282番地
対象品目	空き缶・空きびん・紙パック
処理能力	20.0t/日(5h)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取組を進める。

- ・市民が分別の区分と分別の基準に従って、適正に容器包装廃棄物を排出するよう町内会・市民団体・事業者等と協力して啓発を行う。
- ・町内会・小中学校等団体による再生資源回収を推進する。
- ・事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化への取組を促進する。
- ・ごみの適正排出及び環境美化意識の普及啓発に関する地域の自主的な活動を推進するため、ごみ適正排出協力員制度を継続して実施し、地域との連携、協働による適正排出の向上を図る。